

市民と福祉をむすぶ

# かけはし

第169号  
2018  
7月

■編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）  
平成30年7月13日発行 ■電話（079）662-0160 ■FAX（079）662-0161 ■E-Mail :info@yabu-shakyo.jp  
■ホームページ http://www.yabu-shakyo.jp/

## 地域の情報を共有・災害に備えた 「福祉・防災マップ」づくり



### 第1回地区福祉委員会を開催

▲福祉・防災マップづくりは区内の危険箇所や避難所、災害時に支援が必要な人を関係者間で確認することで、災害時だけでなく普段からの見守りや助け合いの意識を高めています（＝6月29日、高柳地区福祉委員会・高柳小学校）

6月12日から始まった平成30年度第1回地区（校区）福祉委員会は、市内19会場で開催されました。

委員会では各行政区の「福祉・防災マップ」を更新しました。このマップは平成22年から福祉連絡会メンバーや消防団員等が中心となり、住民自ら作成・更新を行っています。

6月29日、高柳地区福祉委員会には64人が参加。要援護者の新規登録や状態の確認・変更等をみんなで話し合いました。上八木区長の小林博紀さんは「今年9月にある一斉避難訓練は、高柳校区がモデルとして取り組みます。今回の福祉防災マップの更新を訓練に生かしていきたいです」と話していました。

また、当日は上郡町健康福祉課の職員3人が視察研修に訪れ「住民の皆さんは区内の状況をよく把握され、熱心に話し合われており、勉強になりました」と地域力の高さに驚いていました。

# 平成29年度 事業報告

**住民主体で**

**「共に生きる地域づくり」をすすめる**

養父市社会福祉協議会は、国が掲げる『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現をめざして、住民活動主体の原則に基づき、地域が抱えているさまざまな生活・福祉課題を地域全体の課題として捉え、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る、福祉コミュニケーションづくりをすすめています。

6月15日の評議員会で、平成29年度の事業報告と決算が承認されました。事業について一部抜粋して紹介いたします。

## 福祉連絡会の活動支援

各行政区の福祉連絡会が行う友愛訪問・見守りあい活動、交流事業などを支援するため、144区へ活動助成金として計2,022,000円を助成しました。



▲「あったらいいなこんな助け合い」について話し合った地区福祉委員会(=平成29年12月6日、小佐ふれあい倶楽部)

また、地区(校区)福祉委員会を市内19地区でそれぞれ3回実施し、福祉防災マップの更新などを行いました。

平成29年度は地域の宝物マップ(平成28年度に作成)をもとに、地域にあればいいと思う助け合い活動について話し合い、さらに各區で取り組めそうな活動を取り上げて、平成30年度の活動計画を作成しました。

## 総合相談・生活支援の体制づくり

ケアワーカー・相談支援ワーカー(個別支援)やコミュニケーションワーカー(地域支援)の職種間連携を図れるよう、養父支部にケアマネジャーを配

置。大屋地域・関宮地域では、地域包括支援センターのプラ

ンチ(相談窓口)として、高齢者相談センターの運営を受託し、ケアマネジャー1名ずつを配置しました。社協の組織全体で個人の生活すべてに寄り添う伴走型支援の取り組みを進めました。

## 改正介護保険制度への対応

要支援状態に相当する方を対象とする介護予防・日常生活支援総合事業を市から受託し、社協が各支部で実施していたふれあいサロンは、通所型生活機能向上サービスへと移行し、延べ2,582人の利用がありました。

また、訪問介護事業所は訪問型生活機能向上サービスを延べ345回実施しました。

## 地域ニーズにあったボランティアの養成

点字フォローアップ教室や手話フォローアップ教室、災害ボランティア養成講座などを開催し、福祉学習の機会とボランティア活動への参加者の養成を行いました。

また、市と協働し、介護予防サポーター養成研修、精神保健ボランティア養成講座を実施しました。

点訳ボランティアあかり、傾聴ボランティアみみの会、



▲手話フォローアップ教室では聴覚障がいを持つ方から手話を学びました(=平成29年8月25日、福祉の杜)



▲しあわせフェスタ2017「ボランティア体験コーナー」で点字体験をする児童(=平成29年10月28日、養父公民館)

精神保健ボランティアほほえみ、要約筆記ボランティアみずばしよの活動支援を継続して行いました。

## 福祉・人権意識の啓発

10月28日、「しあわせフェスタ2017」を養父市ボランティア・市民活動センターとの共催で開催しました。

平成29年度は、つなげよう笑顔の輪をテーマに、手話、点字などの「ボランティア体験コーナー」、介護を体験する「おもいやりランド」、認知症の方や家族への理解をすすめる「認知症啓発コーナー」などを設けて情報発信を行いました。

# 29年度 決算報告 (事業活動計算書)

収入(収益)の部

(単位:円)

勘定科目	決算額
会費収益	10,545,400
寄附金収益	78,485,042
経常経費補助金収益	25,493,841
受託金収益	59,868,700
事業収益	13,112,565
介護保険事業収益	325,258,846
障害福祉サービス等事業収益	16,026,204
その他の収益	6,318,255
受取利息配当金収益	55,849
その他のサービス活動外収益	382,894
施設整備等補助金収益	996,000
固定資産受贈額	5,253
拠点区分間繰入金収益	31,000,000
<b>収入</b>	<b>567,548,849</b>
<b>当期収支差額</b>	<b>64,745,051</b>

支出(費用)の部

(単位:円)

勘定科目	決算額
人件費	346,328,558
事業費	65,265,670
事務費	45,657,794
共同募金配分金事業費	229,607
分担金費用	185,000
助成金費用	5,399,000
負担金費用	17,000
減価償却費	9,092,651
国庫補助金等特別積立金取崩額	△626,445
その他の費用	28,810
支払利息	208,284
その他のサービス活動外費用	17,860
固定資産売却損・処分損	9
拠点区分間繰入金費用	31,000,000
<b>支出</b>	<b>502,803,798</b>

## 【収入の部】

高齢者相談センターや訪問介護事業所の訪問型生活機能向上サービス事業などを受託することで昨年度に比べ770万4533円の増額となりました。

## 【支出の部】

平成29年度は、事業費の見直しや事務費の経費削減に努め、昨年度に比較して295万4368円の支出を抑制しました。

## 【決算のまとめ】

当期収支差額は6474万5051円の増となりました。その要因は多額の寄付金(左記参照)によるもので、それを差し引けば、約850万円の赤字となり依然として厳しい経営状態です。

今年度、第3次地域福祉推進計画の策定にあたり、事業の見直しや経費削減に今後も努めてまいります。

## 養父市社会福祉協議会へ多額の御寄付

養父市に居住されていた故人の方から、遺言により多額の御寄付をいただきました。遺贈に對しまして衷心よりお礼申し上げます、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

遺贈者 故関本勢以子様  
遺贈金 7330万8769円  
土地 山林399m

## 評議員・理事・支部運営委員

## 交代のおしらせ

平成30年度に養父市社会福祉協議会の評議員・理事・支部運営委員で役員の交代がありましたので紹介します。

### 【評議員】

旧評議員 新評議員

・田原 修一 ↓ 池田 哲彦

・藤原 義幸 ↓ 木谷 作良

・小林 史朗 ↓ 河戸 茂樹

・米田 渡 ↓ 西谷 真一

(任期:平成30年5月30日~平成33年6月定時評議員会最終日まで)

### 【理事】

旧役員 新役員

・小畑美由紀 ↓ 小井塚裕一

(任期:平成30年6月15日~平成31年6月定時評議員会最終日まで)

### 【支部運営委員】

旧委員 新委員

・内田 誠 ↓ 三宅 公男

・米田 昭寛 ↓ 政清 孝司

・柄尾 頼人 ↓ 松田 俊男

・長村 弘 ↓ 藤原 逸郎

(任期:平成30年5月30日~平成31年6月定時評議員会最終日まで)

(敬称略)



## 但馬地域こうのとり大使による

## 縁結び交流会

但馬地域の「こうのとり大使」企画の婚活イベント! 運命の人と出会いませんか?

日時:平成30年9月30日(日)  
11:00~15:30

場所:但馬長寿の郷  
対象:男性▷45歳以下の但馬在住  
または在勤の独身の方  
女性▷20歳以上で県内在住  
または在勤の独身の方

内容:1対1のトーク、ランチ等  
参加費:男性2,000円 / 女性1,500円  
定員:男女各15名  
締切:平成30年9月4日(火)

【問い合わせ・申込先】  
但馬出会いサポートセンター  
電話:079-662-7701





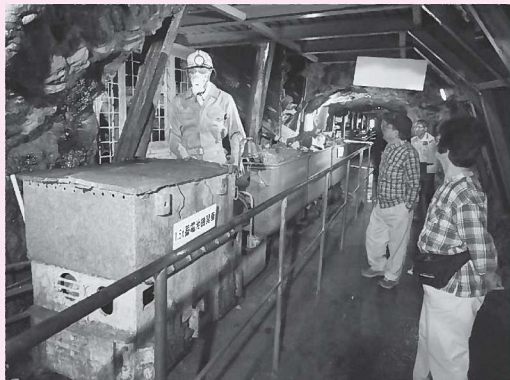
# 今月の 支部だより

## 大屋支部



### 区民のふれあいを大切に 中間区小旅行を開催

15世帯、人口36人の中間区では「声を掛け合って、とにかく出かけよう!!」をスローガンに、ふれあい喫茶や、季節ごとのイベントのほか、普段からの見守りあいや、友愛訪問などの福祉活動に取り組んでいます。



▶坑道内は、年間を通じて約13度の気温。銀山ボーイズのマネキンが当時の作業を再現しています（11月6日、生野銀山）

6月10日には、今年で3回目となる「小旅行」が開催され、12人が参加。生野銀山、まちづくり工房井筒屋を見学し、播磨屋本店で面白い物を楽しみました。

生野銀山では、むき出しの岩肌や地面、削岩機や巨大な巻揚機など、当時のままの姿に歴史を感じながら坑道内を巡っていました。

参加者は「今話題の『銀山ボーイズ』に会えたり、改めて先人の偉大さを実感しました」「一人では出ることも少なくなつた



▲参加者全員で記念撮影。「来年はどこに行く？」と、次回の相談もしました

けど、声を掛けてくれるので参加できます」「毎年、楽しい旅行を計画してくれる役員の方々に感謝します」など笑顔でした。

福祉委員代表の上垣早代子さんは「小集落ならではの小旅行です。これからも、区民のふれあいを大切に、みんなで買い物、食事、おしゃべりしながら出かけられることを考えていきたいです」と話していました。

### 手話

## お知らせ フォローアップ教室

過去に手話教室を受講した方を対象にフォローアップ教室を下記の日程で開催いたします。ぜひ、参加ください。

- とき 平成30年 8月 8日(水)
- 8月22日(水)
- 8月29日(水)
- いずれも19:30~21:00

- ところ 地域交流センター「福祉の杜」1階会議室

### 【問い合わせ先】

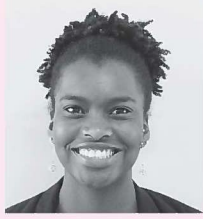
養父市社会福祉協議会  
電話：079-662-0160



### 子育てサロン・放課後プレパークの案内

- 子育てサロン 関宮
  - 日時 7月23日(月)
  - 10:00~11:30
  - 場所 関宮ふれあいの郷
- 子育てサロン そよ風
  - 日時 7月23日・30日(月)
  - 8月6日(月)
  - 10:00~11:30
  - 場所 ふれあいいきいきサロンそよ風
- 子育てサロン 高柳「ブルあそび」
  - 日時 7月25日(水)
  - 10:00~11:30
  - 場所 高柳ふれあい倶楽部
- 子育てサロン 伊佐
  - 日時 8月6日(月)
  - 10:00~11:30
  - 場所 伊佐ふれあい倶楽部
- 子育てサロン すくすく
  - 8月はお休みします
- ◆夏休みプレパーク
  - 日時 7月28日(土)
  - 10:00~15:00
  - 場所 はさまじ
- ◆関宮放課後プレパーク
  - 日時 8月10日・17日(金)
  - 14:30~16:30
  - 場所 関宮健康増進施設 軒下
- ◆大屋放課後プレパーク
  - 8月はお休みします
- ※参加者1人100円
- 里山の森公園

# 今月の かけはしさん



ローレン・モズリーさん  
(建屋小学校ALT)

Hello! ローレン・モズリーと申します。  
1年前にアメリカから養父市にまいりました。  
勤務校は建屋小学校ですが、養父市内のそれぞれの小学校でも英語を教えています。  
養父市に来て、今までで一番好きな経験はお盆や運動会、節分、お走り祭りです。養父神社の紅葉や桜を見て嬉しかったです。今年の夏の楽しみは、氷ノ山に登ることと花火を見ることです。  
どうぞ皆さん、私を見かけたら「Hello!」と声をかけてください!

## 善意銀行だより

平成30年5月16日〜平成30年6月15日 (敬称略)

預託者のご了承をいただいた方のみ寄附金額を掲載しています。養父市善意銀行へ寄付金の預託をされた方は寄付金控除を受けられる場合があります。詳しくは事務所までお問い合わせください。

▼香典返し	養父市場 坂本 良作 20,000円	上管 藤原 亮 30,000円	新津 田村 次枝 30,000円	広谷三区 坂田 隆啓 30,000円	堀畑 西村 哲二 30,000円	蔵垣 上垣 康夫 30,000円	明延 森下 義男 30,000円	大屋市場 鎌谷壽三男 30,000円	大谷 五島 清和 50,000円	外野 西本 正子 50,000円	中瀬 熊原 若子 30,000円	関宮 片芝 研作 100,000円	吉井 井上 弘子 30,000円	
▼亡母供養	関宮 岩崎 純 30,000円	下小田 田中正一 30,000円	大屋市場 野崎紀一朗 30,000円	三宅 高田 緑 30,000円	忌明志 山下 邦子 30,000円	▼福祉機器借用のお礼	堀畑 朝熊 好子 金一封	匿名 3,000円	▼善意の寄付	天子 西田 和男 金一封	匿名 金一封	匿名 369回 5,000円	▼善意の日庁舎内募金	養父市役所職員・来庁者
▼物品の寄附	浅野 坂本 要 34,458円	浅野 キヤベツ	上数崎 池田 久子	浅野 タオル	浅野 橋本真壽美	浅野 玉ねぎ	浅野 上垣 巖	浅野 中岡 上垣 巖	浅野 いちご、すずこ、山椒、キャベツ	浅野 キヤベツ	浅野 小松菜	浅野 安達英一郎	浅野 横行	浅野 井上 弘子
▼寄附金	68万747円	ありがとうございました。	別宮 上野いそ子	別宮 たけのこ	別宮 万久里 瀬原 忠昭	丹戸 田淵 務	丹戸 玉ねぎ 9人	丹戸 うちわ、食器類、ポウル、鍋、延長コード、スナック	丹戸 プえんどつ、えんどつ豆、ごみ袋、しょうゆ、パッド	丹戸 匿名	丹戸 匿名	丹戸 匿名	丹戸 匿名	丹戸 匿名



### 図書カードが当たる!!

## 分割 大ズル大ズル

バラバラになった漢字を組み合わせて2文字の言葉を作成させましょう。  
■ヒント 1ページ「福祉・〇〇マップ」

# 大ズル大ズル

■応募方法 はがきまたは、FAXに答えと住所、氏名、ふりがな、年齢、電話番号、「かけはし」を「覧」になった「意見・ご感想」をお書き添えの上、ご応募ください。  
正解者の中から抽選で5名さまに図書カードを贈ります。

■必 切 平成30年7月31日必着  
■応募先 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320 「福祉の社」内  
養父市社会福祉協議会  
FAX 662-0161

★前回の答えは  
『善意』でした  
中尾 典子さん(下町)  
余根田亜由美さん(米里)  
長島 久子さん(門前)  
稲津 幸子さん(玉見)  
長谷川友紀さん(中瀬)

以上5名の方が当選されました。  
おめでとうございます。

# 総合相談所のご案内

いずれも相談無料

## 心配ごと相談・結婚相談 13:30~16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか？

- ◆ 7月27日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 8月3日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 8月10日(金) 社協養父支部
- ◆ 8月17日(金) 大屋保健センター
- ◆ 8月24日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 9月7日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 9月14日(金) 社協養父支部
- ◆ 9月21日(金) 大屋保健センター

## 弁護士による無料法律相談 13:30~16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 平成30年9月19日(水)
- 場 所 大屋保健センター
- 相談時間 1人30分程度
- 申し込み先 養父市社協本部 ☎079-662-0160

## くらしの法律相談 8:30~17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、日常生活自立支援事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月~金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。



あこ  
杉本 亞瑚ちゃん 0歳7カ月  
(中瀬・女の子)



うちげえの

宝

ひろこ  
お母さんの弘子さん、  
おさむ  
お父さんの修さんに聞きました♪

### ◆名前はどうにつけましたか？

人に好かれるように呼びたい名前を探しました。「あこ」という響きが気に入り、漢字は大切な宝という意味でつけました。

### ◆今、興味をもっていることはなんですか？

絵本が大好きで、1人でも絵本を開いて見えています。寝返りができるようになり、自分の好きな所へ頑張って移動しています。

### ◆ご両親から一言メッセージ

できる事がどんどん増えてきて、お父さんとお母さんも楽しくなります。これからも健康で元気に大きくなってね。

## 教えて弁護士さん!



### 第100回「スポーツと不法行為」のはなし

Q 最近、アメリカンフットボールでの危険なタックルが問題となっています。怪我をした選手から被害届が出ているという情報もあります。

うちの子どもはサッカーをしており、試合中に相手選手からタックルされて腕を骨折したことがあります。スポーツをする中で起きたことなので、子供の骨折について問題にするつもりはありませんが、どのような場合に問題となるのでしょうか。

A 随分以前に、このコラムにおいて、「スポーツに伴う怪我について」として説明させていただきました。

ただ、この時は意図的に行った行為についてはあまりお伝えしておりませんでした。ここ最近で問題になっているのは、意図的に相手を怪我させようとしたような場合に、不法行為や傷害罪に問われるのか、という点です。改めてお話しさせていただきます。スポーツの中で相手と接触し、怪我をさせてしまうことはあり得ます。この時、スポーツのルールとして許されている範囲であれば、相手にタックルすること、

さらには格闘技のように結果として怪我を生じさせる場合がある行為であっても、違法ではない、ということになります。ルールとして定められており、選手同士そのことを理解しあったうえで行っているのですから、結果として怪我が生じたとしても、相手を責めることはできないこととなります。

ただし、今回問題となっている場合のように、明らかにルールを逸脱した反則行為であったり、プレーが途切れている時点での行為などであれば、傷害罪などの刑事罰や、不法行為として損害賠償請求が認められることもあるでしょう。たとえば、わざとキャッチャーに当たるようにバットを振ったり、格闘技であっても競技時間が止められているときに技をかけるなどした場合には、暴行罪や傷害罪が成立することもあると考えます。

スポーツは怪我を生じさせる場合もあるのですが、フェアプレーの意識で行うからこそ、違法とならないのです。勝負にこだわりすぎて、相手に怪我をさせてでも結果を出そうとすると、場合によっては取り返しのつかない事態となることがあることを、改めて意識していただきたいと思います。

S I N法律労務事務所 弁護士 福島 健太



この広報紙は共同募金配分金が使われています。

◎ 第169号 かけはし